

重要事項説明書（医療保険）

令和 8 年 8 月 1 日現在

1 事業の目的

医療法人社団 至空会（以下、「事業者」という。）が開設する訪問看護ステーション ダダ天王（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医が必要を認めた看護を必要とする状態にある者に対し、その者の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定訪問看護を提供することを目的とします。

2 運営の方針

事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 訪問看護サービスを提供する事業者（法人）について

法人名	医療法人社団 至空会
法人の所在地	静岡県浜松市浜名区中条 1844 番地
代表者氏名	理事長 大嶋 正浩
電話番号	053-586-8001

4 サービス提供を実施する事業所について

事業所名称	訪問看護ステーション ダダ天王
事業所の所在地	静岡県浜松市中央区天王町 742 番地 スカイキングⅢ 203 号室
開設年月	令和 8 年 4 月 1 日
医療保険指定番号	指定訪問看護（ 7291074 ）
管理者氏名	山本 由香
電話番号	053-401-5177

5 事業の実施地域と営業日及び営業時間

事業の実施地域	浜松市・磐田市
営業日	月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日、夏季休暇 8/13～8/15・冬季休暇 12/30～1/3 を除く。（当該期間が日曜日と重なる場合は振替含む。）
営業時間	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間	8 時 30 分～17 時 30 分 ただし、利用者の状況ややむを得ない事情がある場合は、この時間外であってもサービスを提供いたします。
電話対応時間	8 時 30 分～17 時 30 分 営業時間外の連絡については、留守番電話にて受付を行い、翌営業日に対応いたします。

6 職員の職種・員数及び職務内容

職種	員数	職務の内容
管理者	1 名	・事業所の運営管理 ・スタッフの労務管理 ・関係機関との連携調整
看護職 (看護師・准看護師)	常勤換算 2.5 名以上	・訪問看護計画書の作成 ・主治医の指示に基づく看護サービスの提供 ・訪問看護報告書の作成 ・関係機関への報告 ・訪問看護記録の作成

7 サービス内容（医療保険給付対象）

主治医の「訪問看護指示書」および「訪問看護計画書」に基づき、以下のサービスを提供します。

1. 健康状態の観察
2. 精神症状のモニタリングとケア、服薬管理
3. 日常生活リズムの安定に向けた支援
4. 利用者本人およびご家族様との対話を通じた心理的サポート
5. 児童思春期の利用者への発達特性に応じた支援

8 利用料

サービス利用料は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、その 1 割～3 割が利用者の自己負担となります。詳細は【別紙：料金表】をご参照ください。

※公費負担制度（自立支援医療費制度等）給付対象の方であれば、受給者証等に記載された自己負担上限額に準じた金額になります。

※法改正により料金に変更となる場合は、事前に説明いたします。

※利用者は、正当な理由なく支払期日を過ぎても支払いを行わない場合、年 14.6%の遅延損害金を加算して支払うものとします。

※令和 8 年 6 月の診療報酬改定により、看護職員等の処遇改善を目的とした「訪問看護
ベースアップ評価料」が 1 日ごとの算定に変更となり、新たに「訪問看護物価対応
料」が設定されております。月ごとの算定額については【別紙：料金表】をご確認く
ださい。

9 その他の費用（保険給付対象外）

1. 交通費：無料
2. キャンセル料：2,000 円（前日 17 時 00 分以降または当日の連絡と連絡なし）
無料（前日 17 時 00 分までの連絡）

利用者の容体急変、急な入院、天災等によるキャンセルの場合は、連絡の有無にか
かわらず無料とします。

10 キャンセル

利用者の都合でサービスの利用を中止する際には、前日 17 時 00 分までに下記までご
連絡ください。

連絡先：訪問看護ステーション ダダ天王 電話番号：053-401-5177

11 利用料の請求及びお支払方法

利用料その他の費用の 請求方法等	利用料・利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月 ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日頃に利用者宛てにお届けします。
お支払い方法等	・下記のいずれかの方法でお支払い下さい。 (1) 利用者指定口座からの自動振替 (2) 事業者指定口座への振り込み ※お振込の手数料は利用者のご負担となります。 (3) 現金払い（訪問時に支払い） ・自動振替の場合、請求月の 27 日に引落とし（土・日・ 祝日にあたる場合は翌営業日）になります。 ・自動振替の場合は通帳にてお支払いをご確認ください ・医療費控除の還付請求に領収書が必要な方、現金払い の方につきましては領収書を発行いたしますので、必 ず保管されますようお願いいたします。

12 サービスの提供にあたって

1. 当ステーションは、医療 DX を通じた質の高い訪問看護の提供を目指しております。
毎月の訪問時にマイナンバーカードによるオンライン資格確認（または資格確認証で
の確認）をさせていただきます。また、取得した医療情報（受診歴、薬剤情報、特定
健診情報等）を閲覧・活用し、より適切な看護の実施に努めます。保険証の変更等が
ある場合は速やかに事業者までお知らせください。
2. 自立支援医療受給者証の更新状況の確認をさせていただきます。

3. 以下の場合、サービスの提供を中止します。
- (1) 利用者が、サービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
 - (2) 利用者やご家族の方などが、当ステーションや職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為（信用や信頼を失わせる行為、例えばパワーハラスメント等）を行った場合。
 - (3) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、治癒するまでの期間は利用を中止します。（速やかに当ステーションに申告して下さい。）

13 禁止事項（ルール）

適切な信頼関係のもとでサービスを提供するため、以下の行為は固くお断りいたします。

1. 職員への金品・贈答品・飲食物（お茶・お菓子等）の提供
2. 職員に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴言・暴力行為
3. 職員との私的な金銭の貸借、個人的な連絡先の交換
4. 宗教・政治・営利活動への勧誘

※これらの行為が継続する場合、契約を解除させていただくことがあります。

14 お願い

1. 訪問時の喫煙、飲酒はお控えください。
2. 動物からの危害防止のため、訪問時はペットの放し飼いをお控えください。
3. 訪問時間が多少前後する場合がありますことをご了承ください。15分以上の場合はご連絡させていただきます。
4. 台風や雪、豪雨等天候不良時または地震等の災害時は、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更を行います。

15 緊急時等における対応方法

1. 看護師等は、訪問看護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡し指示を仰ぐとともに、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡を行う。主治医への連絡が困難な場合等、緊急を要するときは、救急搬送の要請等、必要な措置を講じるものとする。
2. 業時間外における緊急時の対応については、あらかじめ契約時において、利用者及びその家族等に対し、主治医または救急医療機関等の緊急連絡先を確認し、利用者側での対応を指導するものとする。

【緊急連絡先】

家族等氏名	(続柄)	電話番号

家族等氏名	(続柄)	電話番号
医療機関・診療所名		
主治医名	電話番号	
医療機関・診療所名		
主治医名	電話番号	

16 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 2.

虐待防止に関する責任者	管理者・看護師 山本 由香
-------------	---------------

3. 虐待防止のための委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を行います。
4. 虐待防止のための指針の整備をしています。
5. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
6. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17 身体拘束等について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危害が及ぶことが考えられ、以下の1～3の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最低限の範囲内で身体拘束等を行う場合があります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録をし、契約終了により一連のサービス提供が終了した日から5年間保存します。

また事業者として、身体拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1. 切迫性・・・直ちに身体拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合です。
2. 非代替性・・・身体拘束以外に、代替する介護方法がない場合です。
3. 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解く場合です。

18 事故発生時の対応・損害賠償

サービス提供に伴い事故が発生した場合、速やかに市町村、ご家族、主治医等に連絡

を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者の責任により利用者に損害を与えた場合は、加入する損害賠償責任保険（対人・対物）の範囲内で賠償を行います。
※ただし、不可抗力や利用者の故意・過失による場合はこの限りではありません。

19 感染症・災害発生時の業務継続計画について

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 感染症・災害対策マニュアルの策定、定期的な見直しを行います。
2. 業務継続に向けた計画（BCP：業務継続計画）の策定、定期的な見直しを行います。
3. 感染症・災害発生時の研修と訓練（シミュレーション）を実施しています。

20 秘密保持

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後においても同様とします。

但し、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合や、利用者に関わる他の相談支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる事について事前の同意書を書面により得た上で、利用者又はご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

21 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、以下の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション ダダ天王	(担当者) 山本 由香 (受付時間) 月曜～土曜日 8時30分～17時30分 (電話番号) 053-401-5177
--------------------	--

(2) 行政機関その他苦情相談窓口

公的機関においても、次の機関において苦情相談申し出等ができます。

静岡県医療安全相談窓口 (静岡県医療安全支援センター)	(所在地) 静岡県静岡市葵区追手町 9-6 西館 3F (電話番号) 054-221-2593
浜松市医療安全相談窓口	(所在地) 静岡県浜松市中央区元城町 103-2 (電話番号) 053-453-6168

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

事業者	所在地	静岡県浜松市浜名区中条 1844 番地
	法人名	医療法人社団 至空会

代表者 理事長 大嶋 正浩

説明者	所在地	静岡県浜松市中央区天王町 742 番地 スカイキングⅢ 203 号室
	事業所名	訪問看護ステーション ダダ天王

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

家族の代表 住所

氏名 _____ 印 _____

利用者との続柄（ _____ ）

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所

氏名 印
利用者との続柄（ ）

訪問看護 利用料金表 （令和 8 年 6 月 1 日）

1. 訪問看護管理療養費 月の初回の訪問時と、2 日目以降の訪問時で算定される基本となる管理費用です。

区分	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
訪問看護管理療養費Ⅰ（月の 2 日目以降の訪問：単一建物居住利用者が 20 人未満）	3,010 円	301 円	602 円	903 円
訪問看護管理療養費Ⅱ（月の 2 日目以降の訪問：単一建物居住利用者が 20 人以上 50 人未満）	2,510 円	251 円	502 円	753 円

2. 訪問看護基本療養費Ⅰ（通常の訪問） 1 日につき算定される基本の訪問料金です。訪問する看護師等の資格や時間、週の訪問回数によって変動します。

訪問職種	訪問時間	週の訪問回数	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
正看護師	30 分以上	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週 4 日以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	30 分未満	週 3 日まで	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
		週 4 日以上	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
准看護師	30 分以上	週 3 日まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		週 4 日以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	30 分未満	週 3 日まで	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
		週 4 日以上	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円

3. 訪問看護基本療養費Ⅲ（同一建物への訪問） 同じ建物にお住まいの方へ同日に複数回の訪問を行った場合の料金です。

訪問職種	同日訪問人数	訪問時間	週の訪問回数	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
正看護師	同日 2 人	30 分以上	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
			週 4 日以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		30 分未満	週 3 日まで	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
			週 4 日以上	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
	同日 3 人以上 9 人以下	30 分以上	週 3 日まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
			週 4 日以上	3,280 円	328 円	656 円	984 円
		30 分未満	週 3 日まで	2,130 円	213 円	426 円	639 円
			週 4 日以上	2,550 円	255 円	510 円	765 円
准看護師	同日 2 人	30 分以上	週 3 日まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
			週 4 日以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
		30 分未満	週 3 日まで	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
			週 4 日以上	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
	同日 3 人以上 9 人以下	30 分以上	週 3 日まで	2,530 円	253 円	506 円	759 円
			週 4 日以上	3,030 円	303 円	606 円	909 円
		30 分未満	週 3 日まで	1,940 円	194 円	388 円	582 円
			週 4 日以上	2,360 円	236 円	472 円	708 円

4. 訪問看護基本療養費（外泊時） 在宅療養に備えた一時的な外泊時に訪問した場合の料金です。

区分	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
入院中に 1～2 回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

5. 各種加算 特別な対応を行った場合に基本の料金に加算される項目です。

准看護師		料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問加算	保健師・看護師・作業療法士	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護補助者・精神保健福祉士	3,000 円	300 円	600 円	900 円
夜間早朝加算（同一建物内 2 人まで）		2,100 円	210 円	420 円	630 円
情報提供療養費（月 1 回まで）		1,500 円	150 円	300 円	450 円
退院支援指導加算（月 1 回まで）		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算（月 1 回まで）		50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ（1 日につき） ※（）内は令和 9 年 6 月～		1,050 円 (2,100 円)	105 円 (210 円)	210 円 (420 円)	315 円 (630 円)
訪問看護物価対応料 1 ※（）内は令和 9 年 6 月～	月の初日の訪問の場合	60 円 (120 円)	6 円 (12 円)	12 円 (24 円)	18 円 (36 円)
	月の 2 日目以降の訪問の場合	20 円 (40 円)	2 円 (4 円)	4 円 (8 円)	6 円 (12 円)
訪問看護遠隔診療補助料		2,650 円	265 円	530 円	795 円
乳幼児加算（6 歳未満） 別に厚生労働省が定める者に該当する場合		1,800 円	180 円	360 円	540 円
乳幼児加算（6 歳未満） 上記以外の場合		1,400 円	140 円	280 円	420 円